

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 第2次計画策定の背景

結城市環境基本計画（以下「前計画」という。）の策定から8年が経過し、法令や社会経済状況が大きく変化しています。第2次結城市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、新たな環境情勢に対応するとともに中長期的な展望を踏まえ、結城市（以下「本市」という。）の環境に関する全ての施策の立案及び展開のよりどころとなるような新たな計画として策定するものです。

第2節 計画の目的と位置づけ

第1項 計画の目的

本市は、地球環境の保全と創造に向け、環境配慮活動を率先して実行することにより、地球温暖化^{*}防止などの地球規模の改善を図ります。また、ゆとりとうるおいのある生活を営むことができる環境を確立できるよう、「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ 文化が薫るまち 結城（第6次結城市総合計画に定める将来都市像）」を目指し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会^{*}の構築に取り組むことを目的として本計画を策定しています。

第2項 計画の位置づけ

本市における計画の位置づけは、以下に示すとおりです。

- 「第6次結城市総合計画」の環境に関わる全ての施策の中心となる指針とする
- 「結城市環境基本条例」に掲げる基本理念を具現化するものであり、環境保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門において施策を立案・実施するための指針とする
- 国の定める「環境基本法」、「第五次環境基本計画」及び茨城県の定める「第3次茨城県環境基本計画」その他、本市の様々な計画・施策の環境分野と連携した指針とする

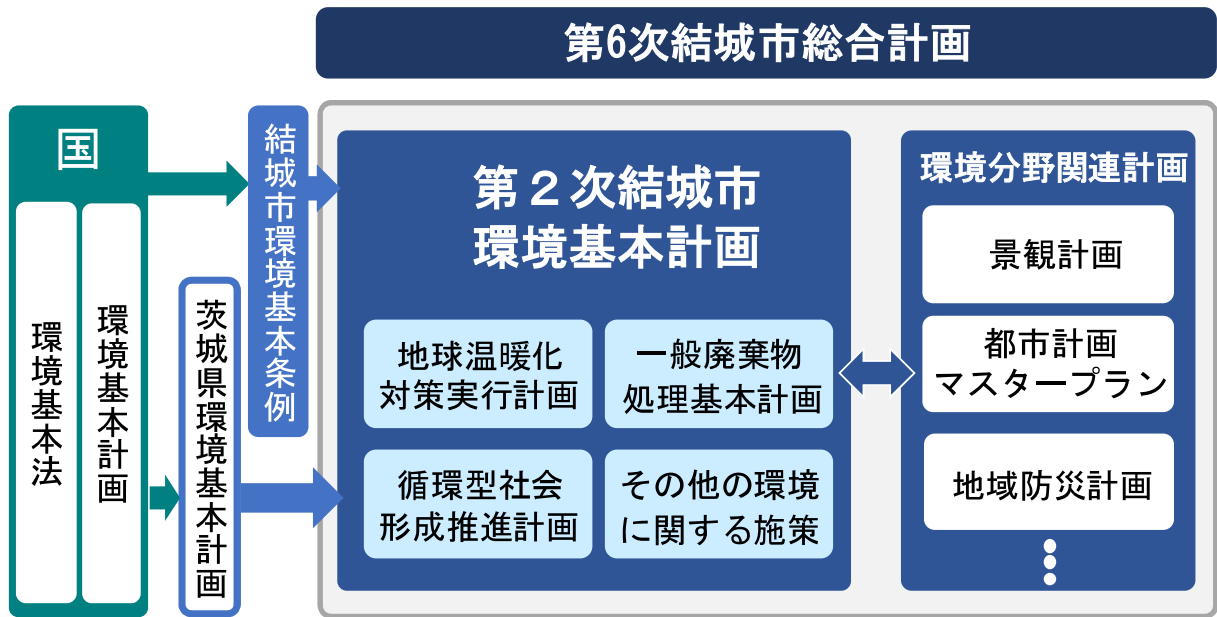


図 本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次結城市総合計画」との整合を図り、計画の初年度を2021年度（令和3年度）、最終年度（計画の目標年度）を2030年度（令和12年度）までの10年間の計画とします。また、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化に適応するため、取り組み成果や進捗状況の評価を行い、「第6次結城市総合計画」の更新時など必要に応じて見直しをします。

表 計画期間

項目 \ 年度	西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合計画	←-----→										
環境基本計画	←-----→										

第4節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市全域とします。



図 対象範囲（結城市）



本市の木 桑



本市の花 ユリ